

熊本県監査委員公告第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により平成29年9月8日から平成29年11月17日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置を、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年6月5日

熊本県監査委員 濱 田 義 之
 同 竹 中 潮
 同 氷 室 雄一郎
 同 田 代 国 広

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
<p>県央広域 本部税務 部</p>	<p>(個人事業税の課税誤りについて) 平成28年度の個人事業税の課税において次の課題がある。 (1) 随時課税において、同一人物に二度課税し、平成29年度に還付した事例がある。 (2) 定期課税において、繰越損失額を算定せず課税し、平成29年度に還付した事例がある。 賦課徴収の際には、確認を十分に行い、再発防止を徹底すること。</p>	<p>(1) 県税システムでの課税歴の確認をカナ検索と漢字検索の両方で行うことを徹底するとともに、課税審査時に「個人事業税処理内容確認書」を添付することで課税処理状況を複数人で確認できるように二重課税防止策を講じた。 (2) 損失繰越控除の適否判断について、課税審査前のチェックを徹底するとともに、課税審査時に「個人事業税処理内容確認書」を添付することで過去の損失額の発生状況を複数人で確認できるように控除誤り防止策を講じた。</p>
<p>県央広域 本部熊本 農政事務 所</p>	<p>(職員の交通事故等について) 公用車による毀損額が大きい物損事故及び自損事故が各1件、公務中の交通法規違反が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故及び交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>これまで、出勤時の職員へ毎月交通安全啓発リーフレットを配布、課例会等における飲酒・酒気帯び運転、交通事故防止についての啓発等を行っている。 また、平成30年1月9日には、熊本中央警察署員を講師に招き、自動車運転時の危険予測をテーマに交通安全研修会を実施し、職員の交通安全意識の更なる高揚を図った。 以上により平成29年度（平成30年2月7日現在）においては、公用車による事故及び交通違反は0件となっている。</p>

<p>県央広域 本部熊本 土木事務 所</p>	<p>(建築基準法の道路判定の誤りについて) 建築基準法第42条第2項の道路判定について、誤った判定結果を建築主に説明したことに伴い建築主が施工した建築工事は是正が必要となり、その是正に要した費用を県が負担する事案が発生している。 建築基準法の道路判定に当たっては、適正な事務処理を行い、再発防止に努めること。</p>	<p>(再発防止策のための取組) ・指定道路基礎調査図の修正 道路判定の基礎資料となる指定道路基礎調査図の類似の判定道路について、12月上旬までに再調査を行い、再判定を終了し、判定の誤りについては、この1件のみであった。 ・チェック体制の強化 道路判定について、相談の回答に当たり、指定道路基礎調査図に加え、判定に係る根拠資料（基準時の航空写真や判定時の調査記録）の再確認を徹底し、課内決裁による複数でチェックすることで、再発を防止している。</p>
<p>県央広域 本部宇城 地域振興 局</p>	<p>(補償契約締結前の工事施行手続着手について) 洞岳線民有林林道開設事業(広域)第1号工事(下益城郡美里町洞岳字洞岳ほか地内)において、工事区域の一部を補償契約を締結しないまま、工事施行手続に着手(工事施行伺起案)している。 工事施行手続は、平成27年3月30日付け林振第1111号林業振興課長通知「林道事業に係る熊本県森林土木事業損失補償取扱要領の運用について(通知)」等に基づき適正な処理を行うこと。</p>	<p>工事施行手続時に補償契約が未完了であった工事区域の一部については、その後、契約を締結した。 工事施行においては、要領等に基づき内容を確認したうえで適正に処理し、手続を進めている。</p>
<p>県央広域 本部上益 城地域振 興局</p>	<p>(職員の交通事故等について) 公務中の人身事故が1件、公用車による自損事故が1件、公務中の交通法規違反が6件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故及び交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。</p> <p>(時間外勤務手当の支給漏れについて) 平成26、27年度の時間外勤務手当について、支給漏れがあり平成28年度に追給処理している。 熊本県職員等の給料等の支給に関する規則に基づき、適正な事務処理を行い組織的なチェックを行うこと。</p>	<p>毎月の局議等において、管内の交通違反発生箇所図により注意喚起を行うなど、局内に安全運転の徹底を呼びかけているほか、職員全員が交通安全を意識できる新たな取組として、平成29年7月から「交通安全タスキリレー」を実施している。 【上益城地域振興局交通安全タスキリレー】 ・タスキを持つ課は勤務日の一週間その課内で毎日交通安全朝礼を行い、毎日の状況を取りまとめた報告書を作成する。(局全課、教育事務所持回り)</p> <p>平成28年度からは、支給漏れがないよう月単位で時間外勤務の状況を確認し、担当班長及び課長(御船保健所においては担当職員及び課長)の二人でチェックしている。 この結果、平成28年度においては、支給漏れは発生していない。</p>

<p>県央広域本部上益城地域振興局 (続き)</p>	<p>(最低制限価格の算定誤りについて) 最低制限価格の算定を誤って入札を行った結果、本来の落札者とは異なる業者が落札していたことが判明したため、再入札が行われている。 最低制限価格の算定について、組織的なチェックを徹底し、再発防止に努めること。</p>	<p>事実確認直後に研修会を開催し、正しい最低制限価格の算定方法について、部内で周知徹底を図った。 なお、事業担当班長、課長及び入札担当者(経理担当)の複数人によるチェック体制を確立し、再発防止に取り組んでいる。</p>
<p>県北広域本部</p>	<p>(職員の事務処理懈怠に起因した許可の遅滞等について) 職員の事務処理懈怠により、次のような課題がある。 (1)道路占用許可に係る事務処理が放置され、行政手続法に基づく標準処理期間を大きく超過しているものがある。 (2)道路の占用が開始されているにもかかわらず、道路占用料を徴収していないものがある。 (3)道路占用許可がなされないまま、道路の占用が行われているものがある。 (4)遅延した河川占用許可更新の手続を進める際に不適切な事務処理を行ったものがある。 関係法令等に基づき、適正な事務処理を行うこと。</p> <p>(時間外勤務手当の支給漏れについて) 平成27年度の時間外勤務手当について、支給漏れがあり平成28年度に追給処理している。 熊本県職員等の給料等の支給に関する規則に基づき、適正な事務処理を行い組織的なチェックを行うこと。</p>	<p>今回の指摘は、いずれも前年度担当職員の怠業行為により生じたものであるが、今後このような事態を生じさせないために、全体として事務の進捗状況を確認し、申請書受付ボックスの設置による各職員の業務処理状況の見える化、申請業務が一定の職員に集中した場合、状況に応じ業務を振り分ける等、進行管理を徹底する。 (1)前年度担当職員による事務処理の放置により、許可までに大幅な日数を要したのや、処理されていない事務処理の事実が年度を超えて発覚したため、後任の職員が処理を行ったことにより標準処理期間を大きく超えてしまった。このような事態が生じた事を受け、占用許可に係る事務処理については、許可申請受付処理ボックスを設け、各担当の処理状況が一目で確認できるよう改めるとともに、標準処理期間内の処理を徹底している。 (2)徴収していなかった占用料については、改めて申請者に占用の事実を確認し、事情を説明のうえ占用料相当額の徴収を行った。 (3)事務処理の放置により、許可を行っていなかったものについては、申請者に事情を説明し、占用許可を行ったことで、許可なく道路を占用している状態は全て解消している。 (4)事務処理の懈怠に伴い更新申請書の提出がなく、不適切な処理となっていた更新許可については、改めて更新対象者の意思を確認するとともに、申請書を提出してもらい許可書を送付する事で適正な状態に是正した。</p> <p>時間外勤務手当の支給に当たっては、日々の決裁時や月末の最終実績承認時に、申請者及び決裁ラインの職員相互で決裁漏れがないかを所属内でチェックするとともに、各部の給与担当者も毎月の勤務実績報告時や年度末に定期的に未承認の有無の確認を行うこととし、組織的に複数での相互チェックが行えるよう体制を整備した。</p>

<p>県北広域本部（続き）</p>	<p>(補償契約締結前の工事施行手続着手について) 菊池管内水源森林再生対策事業火山地域第1号工事(菊池市原字大野左溪11地内)において、立竹木の補償契約締結前に工事施行手続に着手(工事施行伺起案)している。 工事施行手続は、平成27年3月30日付け森保第1046号森林保全課長通知「熊本県森林土木事業損失補償取扱要領における治山事業の補償契約に関する運用について」等に基づき適正な処理を行うこと。</p>	<p>今回の指摘は、工事施行同時に立木補償契約とのチェック不足により補償契約締結前に工事施行手続に着手したことにより起因するものであるため、今後施行同等で確実に関係契約の締結状況を確認するため、次のとおり改善措置を実施することで、チェック体制を強化し、再発防止を図る。 ①本体工事施行伺下部余白に、立木補償契約締結日を記載し、担当班長が契約日を確認する。 ②立木補償を辞退した場合、立木補償辞退届提出日を記載し、担当班長が確認する。</p>
<p>県北広域本部（続き）</p>	<p>(電気料金の支払遅延について) 平成28年6月分の電気料金について支払が遅れたため、遅延利息69円が発生している。 支払手続において組織的なチェック体制の強化を図り、支払漏れの防止に努めること。</p>	<p>今回の支払遅延は担当者が請求書を経理担当者に引き継ぐことを失念したことにより起因するものであるため、事案の発生を受け速やかに、請求・支払の有無を管理する支払管理表等を事業担当所属及び支払担当所属で整備し、支払状況を相互に確認する体制に改めた。 所属に対しては、経理事務の適正な管理と執行に努めるよう指導するとともに、機会あるごとに職員に対して適正な経理事務の執行について呼びかけるなど再発防止に努めている。</p>
<p>県北広域本部鹿本</p>	<p>(委託契約の事務処理について) 河川管理施設自家用電気工作物保安業務委託において、職員が立替払をしている。 支払手続において組織的なチェック体制の強化を図り、再発防止に努めること。</p>	<p>事案発生後、支出未済一覧の確認の際に、契約書等と照合し、支払時期の確認をするよう徹底した。 また、会計規則等について職員への研修を行い、適正な経理の執行に努めている。</p>
<p>地域振興局</p>	<p>(委託契約の事務処理について) 岩野川等護岸雑草処理業務において、契約手続を行わないまま業務を委託している。 契約手続において組織的なチェック体制の強化を図り、再発防止に努めること。</p>	<p>事案発生後、組織全体で、予算管理、スケジュール管理を行うため、会計事務処理管理表を局全体で共有するとともに、事務処理の確認を徹底した。 また、会計規則等について職員への研修を行い、適正な経理の執行に努めている。</p>

<p>県北広域 本部阿蘇 地域振興 局</p>	<p>(過年度支出について) 久原川防災・安全交付金（火山砂防）工事に係る土地賃貸借料について、平成27年度分の未払が判明し、平成29年3月に支払いが行われている。 支払手続において組織的なチェック体制の強化を図り、支払漏れの防止に努めること。</p>	<p>新たに長期継続土地賃貸借契約毎に、地権者名、契約期間等を記載した借地契約一覧表を作成した。 この一覧表に各担当者が支出負担行為書の作成や借地料の支払など進捗状況を記入し、班長と課長がチェックすることとした。 併せて年度末には、住民票を取得し契約の相手方を確認することとした。 今後とも、借地契約一覧表を活用した組織的なチェックを行うことで、再発防止に努める。</p>
<p>県南広域 本部</p>	<p>(職員の交通事故について) 公用車による過失割合が高い人身事故及び物損事故が各1件、自損事故が2件、公務中の自損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>職員の交通安全に対する意識向上を図るため、以下の取組みを行っている。 ①異動後、通勤時の交通事故・違反が多いことから4月連休前に庁舎内全職員（嘱託・臨時含む。）を対象とした交通安全・交通事故防止をテーマとする職員研修を実施。 ②職員研修（年間全4回開催）時に併せて職員によるヒヤリ・ハット体験発表を実施。 ③班単位（各部各課各班：職員総参加）による無事故・無違反運動を実施。期間中（平成29年7月1日～平成30年3月15日）無事故・無違反の班に対し表彰を行い、職員の交通安全の意識付けの徹底を行った。併せて無事故・無違反運動の啓発ボードを各課で掲示。 ④交通安全メールの送信（職員の交通事故・交通違反発生時等に全職員に注意喚起等のメールを送信。） ⑤職員による交通安全庁内放送の実施。（週3回実施 内訳：月曜・水曜（夕）金曜（昼）） ⑥全公用車（全49台）へ交通安全メッセージを掲載又は貼付（継続実施）などを実施。 これらの取組により、前年度・前々年度に比べ、交通事故件数も減るなど効果が見られた。引き続き交通安全意識向上の取組みを通じて、職員の事故・違反防止に努めていく。</p>

<p>県南広域本部（続き）</p>	<p>(最低制限価格の算定誤りについて) 最低制限価格の算定を誤って入札を行った結果、本来の落札者とは異なる業者が落札していたことが判明したため、再入札が行われている。 最低制限価格の算定について、組織的なチェックを徹底し、再発防止に努めること。</p>	<p>再発防止に向け、以下のとおりチェック体制を強化している。 ・本庁通知文（平成29年3月27日付け監第1127号・土技第660号）に従い、事業担当班長、副査（又は検算者）、事業担当課長、入札契約担当それぞれの役割を明確化し、最低制限基準価格の算定及び確認を実施。 ・一般的な土木工事と異なる積算体系の工事等の最低制限基準価格の算定に当たり、本庁通知文（平成29年3月6日付け監第1044号・土技第616号）に従い、所定の様式等を土木技術管理課に送付し、内容確認済の回答文を受領したうえで入札手続を実施。</p>
<p>天草広域本部</p>	<p>(過年度支出について) 平成27年度に納品された例規集の追録について、平成28年度に未払が判明し、平成28年9月に19,530円を支払っている。 支払手続において組織的なチェック体制の強化を図り、支払漏れの防止に努めること。</p>	<p>再発防止に向け、次の取組を実施している。 1 追録検査・支払確認用一覧表の作成 発注課において、書籍原本と納品書、請求書の確認一覧表を作成し、発注課担当者と総務振興課経理担当者による確認を行い、納品から支払までの進捗状況を把握することで再発防止を行う。 2 追録に係る各契約先への照会 総務振興課において、3月に追録に係る各契約先に対し、当該年度の支払状況の確認調査を実施し、上記一覧表や財務データとの突合を行う。 また、同時に年度末日までの納品予定の照会を行い、当該年度の状況を的確に把握することで支払漏れを防止する。</p>

<p>警察本部 熊本東警察署</p>	<p>(職員の交通事故等について) 私用中の司法処分がなされた交通法規違反が1件、公用車による毀損額が大きい自損事故が2件、過失割合が高い物損事故が1件、自損事故が3件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故及び交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>1 熊本県警察の交通事故防止対策 熊本県警察の施策である「公用車交通事故防止総合プラン」に沿って「教養」、「訓練」、「技能認定の審査」、「安全運転管理」、「意識啓発」、「事故発生後の対応」の6つの施策による交通事故防止対策を推進している。</p> <p>2 当署の交通事故及び交通法規違反防止対策 毎日の朝礼時、副署長等による交通事故・交通法規違反防止に関する注意喚起を反復継続して行っているほか、毎週水曜日、幹部立会による車両点検を実施し、愛車精神の醸成及び車両の安全運行の維持に努めている。また、公用車交通事故の当事者、当署の安全運転管理者等による交通事故防止検討会を実施し、「熊本東警察署の交通事故防止ルール」を策定するとともに、例会において当該ルールの周知を図り、公用車交通事故防止に関する注意喚起を行った。 交通事故防止ルールの取組重点は次のとおり。 ・乗車前・発車前の車両周辺の確実な目視確認～歩いて一周～ ・後退時の確実なバック誘導</p> <p>3 今後の取組 今後も、上記対応を実施するとともに、「公用車交通事故防止総合プラン」に沿って、交通事故防止に関する各種施策を継続的に実施する。</p>
------------------------	--	---

<p>警察本部 熊本中央 警察署</p>	<p>(職員による交通事故について) 公務中の人身事故が1件、公用車による毀損額が大きい自損事故が4件、過失割合が高い物損事故が10件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>1 熊本県警察の交通事故防止対策 熊本県警察の施策である「公用車交通事故防止総合プラン」に沿って「教養」、「訓練」、「技能認定の審査」、「安全運転管理」、「意識啓発」、「事故発生後の対応」の6つの施策による交通事故防止対策を推進している。 2 当署の交通事故防止対策 ・教育招集日や朝礼時における反復、継続した教養の実施 ・警察本部が実施する事故当事者対象の招致指導後の署員への還元教養の実施 ・公用車出発時における各課長による運転者及び同乗者への注意喚起等の実施等により、交通安全意識の醸成を図っている。 また、若手職員を対象とした運転技能訓練、幹部同乗による運転指導等による具体的な交通事故防止対策を実施し、公用車事故の防止に取り組んでいる。 3 今後の取組 今後も、上記対応を実施するとともに、「公用車交通事故防止総合プラン」に沿って、交通事故防止に関する各種施策を継続的に実施する。</p>
<p>警察本部 玉名警察 署</p>	<p>(職員の交通事故について) 公用車による毀損額が大きい物損事故が1件、過失割合が高い物損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>1 熊本県警察の交通事故防止対策 熊本県警察の施策である「公用車交通事故防止総合プラン」に沿って「教養」、「訓練」、「技能認定の審査」、「安全運転管理」、「意識啓発」、「事故発生後の対応」の6つの施策による交通事故防止対策を推進している。 2 当署の交通事故防止対策 ・署長等、幹部職員による、朝礼や例会での個別具体的な指導教養、注意喚起 ・公用車事故防止訓練の実施 ・車両の死角に関する教養の実施 ・運行前車両点検の実施 3 今後の取組 今後も、上記対応を実施するとともに、「公用車交通事故防止総合プラン」に沿って、交通事故防止に関する各種施策を継続的に実施する。</p>

<p>警察本部 荒尾警察署</p>	<p>(職員の交通事故について) 公用車による毀損額が大きい自損事故が2件、その他の自損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>1 熊本県警察の交通事故防止対策 熊本県警察の施策である「公用車交通事故防止総合プラン」に沿って「教養」、「訓練」、「技能認定の審査」、「安全運転管理」、「意識啓発」、「事故発生後の対応」の6つの施策による交通事故防止対策を推進している。</p> <p>2 当署の交通事故防止対策 ・若手警察官等の運転技能訓練の実施 ・拝命3年未満職員に対する交通事故防止検討会の開催 ・幹部職員同乗による運転訓練の実施 ・毎週木曜日の幹部立会の公用車両一斉点検 ・全公用車両へのドライブレコーダーの設置及び運転状況のチェック ・一部公用車両へのバックモニターの設置などの施策を行っている。</p> <p>3 今後の取組 今後も、上記対応を実施するとともに、「公用車交通事故防止総合プラン」に沿って、交通事故防止に関する各種施策を継続的に実施する。</p>
<p>警察本部 山鹿警察署</p>	<p>(職員の交通事故について) 公用車による毀損額が大きい物損事故が2件、自損事故が3件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>1 熊本県警察の交通事故防止対策 熊本県警察の施策である「公用車交通事故防止総合プラン」に沿って「教養」、「訓練」、「技能認定の審査」、「安全運転管理」、「意識啓発」、「事故発生後の対応」の6つの施策による交通事故防止対策を推進している。</p> <p>2 当署の交通事故防止対策 ・朝礼時、安全運転八訓の唱和を反復実施するとともに、交通事故防止に向けた教養を実施 ・若手警察官を中心に、円形脱出訓練及び運転指導者同乗による路上運転訓練を実施 ・交通事故発生時、緊急幹部会議や交通事故防止委員会等を開催し、発生原因及び今後の防止対策を検討するとともに、運転技能向上訓練、小グループ検討会等を実施して意識向上を図った ・安全確認の徹底など交通事故防止に関する部内報の発出 ・例会教養における規範意識の保持及び公用車の交通違反防止について指導教養を実施</p> <p>3 今後の取組 今後も、上記対応を実施するとともに、「公用車交通事故防止総合プラン」に沿って、交通事故防止に関する各種施策を継続的に実施する。</p>

<p>警察本部 大津警察署</p>	<p>(職員の交通事故について) 公用車による毀損額が大きい物損事故が1件、その他の物損事故が2件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>1 熊本県警察の交通事故防止対策 熊本県警察の施策である「公用車交通事故防止総合プラン」に沿って「教養」、「訓練」、「技能認定の審査」、「安全運転管理」、「意識啓発」、「事故発生後の対応」の6つの施策による交通事故防止対策を推進している。</p> <p>2 当署の交通事故防止対策 ・朝礼時における交通事故防止に向けた一分間スピーチの実施 ・現場出動時(急訴事案)における「声かけ」の実施 ・例会日における公用車両一斉点検の実施 ・若手警察官を対象とした運転技能向上訓練の実施</p> <p>3 今後の取組 今後も、上記対応を実施するとともに、「公用車交通事故防止総合プラン」に沿って、交通事故防止に関する各種施策を継続的に実施する。</p>
<p>警察本部 八代警察署</p>	<p>(職員の交通事故について) 公用車による人身事故が1件、過失割合が高い物損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>1 熊本県警察の交通事故防止対策 熊本県警察の施策である「公用車交通事故防止総合プラン」に沿って「教養」、「訓練」、「技能認定の審査」、「安全運転管理」、「意識啓発」、「事故発生後の対応」の6つの施策による交通事故防止対策を推進している。</p> <p>2 当署の交通事故防止対策 ・事故当事者への指導員同乗による路上実車訓練及び交通事故防止へ向けた運転訓練等の実施 ・朝礼、例会等で、若手署員や事故当事者等による体験談及び交通事故防止策等の発表 ・幹部会議における事故防止委員会の開催 ・毎週火曜日の朝礼後、車両の確実な点検・整備の実施 ・一部公用車へのバックモニター、ドライブレコーダーの設置 ・交通事故危険箇所マップを各執務室等に掲示 ・職員から募集した、公用車交通事故防止スローガンの駐車場等への掲示 ・駐車場車庫入口へ反射テープを貼付及び敷地内の歩道縁石に反射材を塗布</p> <p>3 今後の取組 今後も、上記対応を実施するとともに、「公用車交通事故防止総合プラン」に沿って、交通事故防止に関する各種施策を継続的に実施する。</p>

<p>警察本部 芦北警察署</p>	<p>(職員の交通事故について) 公用車による毀損額が大きい自損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>1 熊本県警察の交通事故防止対策 熊本県警察の施策である「公用車交通事故防止総合プラン」に沿って「教養」、「訓練」、「技能認定の審査」、「安全運転管理」、「意識啓発」、「事故発生後の対応」の6つの施策による交通事故防止対策を推進している。 2 当署の交通事故防止対策 ・実践的運転訓練の実施 ・朝礼等あらゆる機会を利用した交通事故防止に向けた注意喚起 ・幹部職員立会いによる車両一斉点検の実施（毎月第一火曜日） ・グループ検討会の開催 ・ヒヤリハット体験の共有 を継続実施し、交通事故の再発防止に取り組む。 3 今後の取組 今後も、上記対応を実施するとともに、「公用車交通事故防止総合プラン」に沿って、交通事故防止に関する各種施策を継続的に実施する。</p>
<p>警察本部 宇城警察署</p>	<p>(職員の交通事故について) 公用車による毀損額が大きい自損事故が1件、過失割合が高い自損事故が2件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>1 熊本県警察の交通事故防止対策 熊本県警察の施策である「公用車交通事故防止総合プラン」に沿って「教養」、「訓練」、「技能認定の審査」、「安全運転管理」、「意識啓発」、「事故発生後の対応」の6つの施策による交通事故防止対策を推進している。 2 当署の交通事故防止対策 ・朝礼時における意識啓発 「事故防止今日の呼びかけ」及び、「安全運転10の自覚」を唱和 ・各課長からの指導教養 県下における公用車事故事例等を基に原因・防止対策等を協議し、各課長を通じて課員に指導教養を実施 ・運転訓練の実施 若手職員を対象とした実技運転訓練及び交通事故の当事者となった職員を対象とした特別運転訓練を実施 3 今後の取組 今後も、上記対応を実施するとともに、「公用車交通事故防止総合プラン」に沿って、交通事故防止に関する各種施策を継続的に実施する。</p>

<p>警察本部 氷川警察署</p>	<p>(職員の交通事故について) 公用車による人身事故が1件、過失割合が高い物損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>1 熊本県警察の交通事故防止対策 熊本県警察の施策である「公用車交通事故防止総合プラン」に沿って「教養」、「訓練」、「技能認定の審査」、「安全運転管理」、「意識啓発」、「事故発生後の対応」の6つの施策による交通事故防止対策を推進している。</p> <p>2 当署の交通事故防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故当事者への指導員同乗による路上実車訓練等の実施 ・朝礼、例会等で、若手署員や事故当事者等による体験談及び交通事故防止策等の発表 ・幹部会議における事故防止委員会の開催 ・交通事故防止及び運転技能検定に向けた運転訓練の実施 ・朝礼時の安全運転八訓の唱和 ・一部公用車へのバックモニター、ドライブレコーダーの設置
-----------------------	---	---

監査対象機関	監査結果に付した意見	意見に対する通知事項
農林水産部森林保全課	<p>(行政不服審査法改正に伴う教示の修正について)</p> <p>行政不服審査法改正により行政処分に対する審査請求期間が60日から3か月に改められ、平成28年4月1日から施行されているが、地域振興局に対して保安林内作業許可及び保安林内立木伐採許可に係る事務処理要領の改正通知が遅れたため、4月1日以降も改正前の期間で教示を行っていた地域振興局がある。法改正内容の通知は、施行日を踏まえて速やかに行うこと。</p>	<p>熊本県保安林(保安施設地区)内作業許可事務処理要領及び熊本県保安林(保安施設地区)内立木伐採許可等事務処理要領について、平成28年10月27日付けで、関係広域本部地域振興局に対し通知を行った。</p> <p>今後、同様な法令改正の際には、県政情報文書課等の関係機関と連絡を密にしながら、要領等の改正の要否を確認し、速やかに対応を行うとともに、関係広域本部地域振興局に対して、改正した要領等の周知徹底を図って参りたい。</p>
環境生活部循環社会推進課	<p>(行政不服審査法改正に伴う教示の修正について)</p> <p>行政不服審査法改正により行政処分に対する審査請求期間が60日から3か月に改められ、平成28年4月1日から施行されているが、地域振興局に対して産業廃棄物収集運搬業許可及び変更許可に係る改正通知が遅れたため、4月1日以降も改正前の期間で教示を行っていた地域振興局がある。法改正内容の通知は、施行日を踏まえて速やかに行うこと。</p>	<p>当該改正については、平成28年2月4日付けで県政情報文書課より各部局や地域振興局に対して通知があったところであるが、改正法施行後も産業廃棄物収集運搬業許可取消通知書の教示が変更されていないことが判明したことから、循環社会推進課の担当者が改めて平成28年7月8日に地域振興局へ注意喚起を行った。</p> <p>しかしながら平成29年10月の監査において、許可証の教示が変更されていない事案が確認されたため、平成29年10月12日の地域振興局担当者説明会において、再度注意喚起を行い、徹底を図ったところである。</p> <p>今後とも法律改正等の内容については、文書通知の他に、担当者会議等の機会を通じて、繰り返し徹底していきます。</p>
健康福祉部健康危機管理課	<p>(行政不服審査法改正に伴う教示の修正について)</p> <p>行政不服審査法改正により行政処分に対する審査請求期間が60日から3か月に改められ、平成28年4月1日から施行されているが、地域振興局に対して動物の愛護及び管理に関する条例に基づく措置命令に係る通知が遅れたため、4月1日以降に誤った期間で教示を行っていた地域振興局がある。法改正内容の通知は、施行日を踏まえて速やかに行うこと。</p>	<p>措置命令書については様式の定めはなく、措置命令権者(各保健所長)に委任しているため各保健所ごとに作成しているが、行政不服審査法改正に伴う不服申し立て期間の変更については、平成28年5月20日に通知するとともに、さらに平成28年7月1日に取扱いに遺漏のないよう重ねて周知している。監査で指摘を受けたが人吉保健所においては、平成29年11月13日に教示文書修正済み。また、今後は法改正内容の通知は施行日を踏まえて速やかに行うとともに、年度当初の担当者会議において各保健所にも情報を共有し、さらに注意喚起を促す。</p>

<p>総務部県政情報文書課</p>	<p>(行政不服審査法改正に伴う教示の修正について)</p> <p>行政不服審査法改正により行政処分に対する審査請求期間が60日から3か月に改められ平成28年4月1日から施行された。しかし、その後も改正前の60日あるいは90日という誤った教示を行っていた事例が出先機関で確認されている。県政情報文書課では、法施行までに関係課を対象とした研修等を実施するとともに、平成28年2月4日付けで各部局等に改正内容の通知を行うなどの取組を行ってきたことは評価するが、十分に行き届いていない状況にある。再度、行政不服審査法の改正内容について、周知徹底を図られたい。</p>	<p>出先機関で誤った教示が発生したことを踏まえ、3月12日付けで本庁各課及び各出先機関に対して、行政不服審査法改正に伴う行政処分の教示内容について、標準例を示して、再確認を促す通知を行った。</p> <p>今後は、次年度からの職員研修において、従来からの審査請求事務説明会に加え、本庁担当課及び出先機関における文書審査段階でのチェック機能強化を図るため、文書取扱主任の研修会でも、教示内容をはじめ、法改正を踏まえた適正な事務手続を徹底するよう注意喚起する。</p>
-------------------	--	---